

位ス。ニシテ、斯チ處者廿云、必不其事、而無事者、則外無事也。小笠
岡ハ皆常民ヨリ、農ケラル、者ナリ。常民で官ノ吏員ト爲リ。
ヲ三世相續スル片ハ郷族又ハ中族ノ籍ニ入ル「アリ」
又朝鮮國姓税ノ法、ハ曖昧ナルモノ甚ク多。成規ニ於テハ
ハ穀物或ハ穀代何レモ納稅者ノ隨意ニシテ、其穀價ノ名ハ
甚ク寛ナルガ如シト雖ニ、地方官吏ノ私テ、御ク。甚ク隨意
コレア結局小民ノ頭上ニ課スルモノハ甚ク重キノ實アリ

光治ノ勅ヲ免カレテ失フ所少ナシ又田租ノ外ニ戸布ナルモノアリ毎戸布ヲ織テ納ルノ舊慣ヲ變ジテ今ハ錬ナ以テ之ニ代ヘ布ハ唯名ニ存スルノミ是レモ全國ノ每戸必ず免カル可ラザルノ成規ナレ凡戸籍法サヘ不分明ナレバ其間ニ在

テ官吏ノ私スルハ甚々容易ナリ其不公平ナル一例ヲ舉レ
ハ戸布ハ朝鮮國中ノ毎戸ト云フ成規ニシテ京城幾方ノ戸
ノハ數ニガ故ナリ譬へハ日本ノ封建時代ニ日本國中ノ武家屋敷
リ地稅ヲ納メタルコナキト同様ノ譯ケナラン

成左右
ハ則チ
兵戸禮
官吏ノ俸給ハ極メテ薄クシテ其公然タル成規ノ如ク俸給
ノミチ收頭シテハ迎モ家産ヲ立ルニ足ラズ故ニ其奸曲ト
云ヒ賄賂ト云フガ如キハ恰モ表向ノ給料ニ當ルモノヨシ
ハ兵馬
ノ所謂御大法ノ許ヘ所ニシテ
景興等

川越市大治ノ詔文所ノモノナラニ我德川政府ノ時代ニ
フ工曹ニ長官テモ一年ノ祿米三十俵カ五十俵ノ小吏ガ相應ニ家産ヲ立
ア、安樂ニ妻子ヲ養ヒ時トシテハ幾千百ノ資金ヲ貯蓄シ
ノ次ニタル者モアリ町方ノ勢力同心地方ノ代官手代等ノ如キ是
限ルノナリ何レモ皆役職ヨリ生ズルモノニシテ其役職ナルモノ
ノ次ハチ分析解剖シア之ヲ合併シテノヨリ

又賄賂ナラザルヘナシト雖尼徳川ノ小吏必モ悉皆惡人ナラザルガ如シ左レバ朝鮮政府ノ財政如何ンヲ論ズルコハ政府ノ筋ニ奸吏多シト云フヨリモ其記録不取第ニシテ吏人ニ私スル者多ク事實ニ私セザル可ラザルノ事情モアリ又故サラニ私セント次ヌヘム

ナリト評シテ可ナラン
○
元山 小妻事
昨日馬鹿ヨリノ電報ニ據レバ先期三好一日元山
見徒二百餘名暴徒ノアリ云云云云云云云云云云

日 期 十 月 八 零 五 十 一 明

ノ一ノ内國ヨリ高官ニ附サレ時朝鮮人ノ内ニテハ關稅取
ノ一名ニシテ常ニ日本人ニモ原ク猶スルトニ心猶シ
之ガ爲ニ内國ニ向テハ人望ヲ失ヒ黙聞ハ日本辨ナリ
ノ事無事清タル人物ナリトノ「ナレハ此度ノ變ニ成
ハ其處アリ生アル可也計ル可ラズ何ハ押置キ本年春
ノ事未だ解消未だノ事態見角様カナラズ殊ニ先月二十

千葉丸釜山上
得より同所の
しなれども我
よく元山より
タワイウロ丸

馬關八月十

—
—

馬驥八月十

○朝鮮京城王宮
城ハ其後無異

闇流傳は此口猶
今ま城外ふ於て
犯捕らひて大さ
あ里と聞きけれ

兎も角も父の身
底第へ駆せ若け
寄せ來りてば

めぐれてと危険
石橋の下に隠れ
さんと思慮する

手のみく 兵器を
つて入りくるよ
走りよ 邱后よ 猶
廻耶傳ひに父の

早し暴徒の如く
台鍋を取り囲み
可き父へ其の儀

さ敵を遣方無く
せしる敵は多勢
如何にも氣遣は
れ出で只管正闘

れ出で只管玉門
す者共等又殿下
へ危急に勢みて
て候と答ふるよ

り暗語を以て王
出で給ひ誰そと
今や已れが經來

臣ハ今ま賊の爲
ひんう殿^ス下を辭
棄^スらん^ク臣、父の
も哉^{シテ}國^ノ命^ヲ給^ス

朝鮮の情勢を察する
も涙みうちくれ

年日本に來遊し
李鴻章と面會の